

G17 建設副産物対策

初版 平成 22 年 7 月

改訂 平成 25 年 4 月

建設副産物対策について

1 建設副産物対策

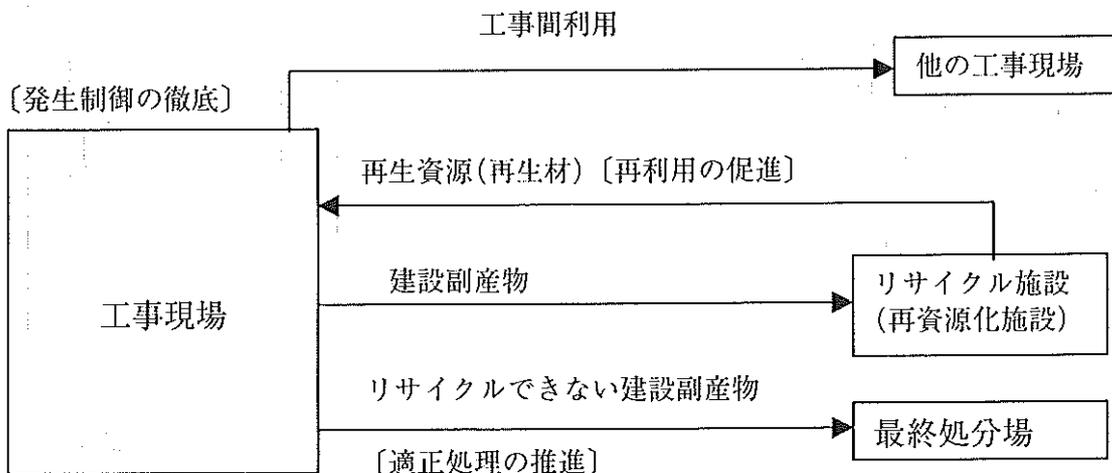
(1) リサイクルの推進

廃棄物の総排出量は、年間約 4 億 5200 万トン (H13) と膨大な量となっており、そのうち約 9 割 (約 4 億トン) が産業廃棄物であり、建設工事から発生する廃棄物 (建設廃棄物) は、産業廃棄物のうち約 2 割、最終処分量の約 4 割を占めており、減量化やリサイクルの推進は重要な課題となっている。

そこで、減量化やリサイクルを推進するため、「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理の推進」の 3 つの基本施策をもとに、先導的な役割を担う公共工事における取り組みを中心に推進していく。

(2) 基本的な考え方

- ① 可能な限り工事計画の段階から建設副産物を発生しない計画又は現場内利用とすることにより発生量を極力抑制する。
- ② 再利用の促進
搬出せざるを得ないものについては、リサイクルを促進する。
- ③ 適正処理の推進
リサイクルができない場合は、適正な処理により不法投棄を防止する。



2 関係法規の基礎知識

(1) 建設リサイクル法

平成 12 年 5 月 31 日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) の概要は次のとおりである。

① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け (法第 9 条、法第 16 条)

一定規模以上の建設工事 (以下「対象建設工事」という。) については、建設工事現場での特定建設資材 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材) の分別及び特定建設資材廃棄物の再資源化の義務がある。

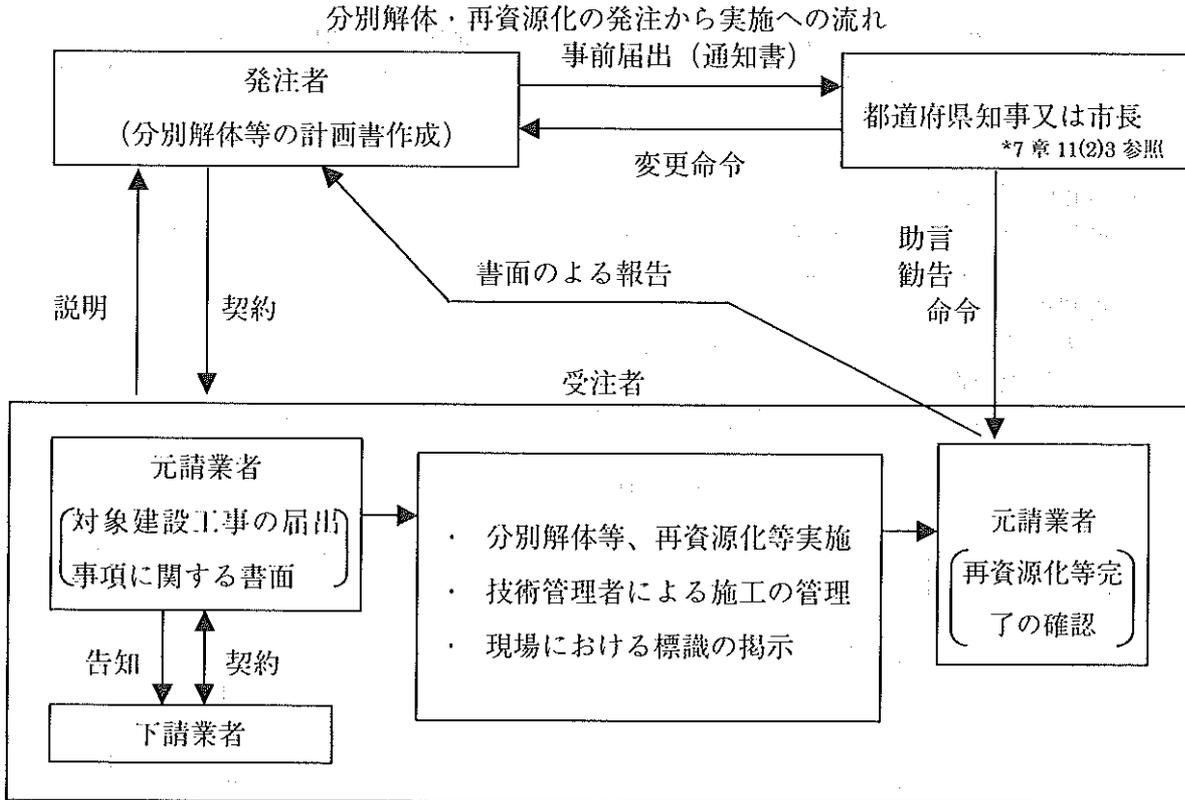
対象建設工事の規模は、政令で定めるほか、都道府県条例により規模引き下げが可能となっている。

なお、木材については、工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設がない場合又は以下の条件をともに満たす場合は再資源化施設への搬出に代えて縮減する施設への搬出とすることができる。

- ・ 再資源化施設までの運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。

- ・ 縮減をするために行う運搬に要する費用が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合。
- ②分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置(法第10条から15条、法第17条から20条)

①の対象となる対象建設工事の発注者は、事前に都道府県知事に届出(公共工事の場合は通知)する必要がある。元請業者は、発注者に対して届出内容を書面により説明して契約する必要がある、加えて元請業者は下請業者に対してその旨を告知して契約する必要がある。



③解体工事業業者の登録制度の創設(法第21条から37条)

建築解体工事を行う業者は、都道府県知事へ登録する必要がある(既に建設業の許可を得ている業者除く)。また、解体工事現場へ技術管理者を配置し適正な解体工事を実施する必要がある。

(2)建設リサイクル法以外の関係法規

1)概要

工事発注者として、建設リサイクル法以外で建設副産物処理に関し必要な法律の要点は次のとおりである。

- ①建設発生土については、廃棄物処理法の対象外であるため運搬等に関して許可等を必要としない。
- ②ただし、建設発生土の受入は開発行為の一種であるため、開発行為や土地利用規制に関する許可又は届出が必要となる場合がある。
- ③建設廃棄物については、廃棄物処理法上その処理責任は工事の元請業者にある。さらに、元請業者が自ら処理する以外は、運搬、処分に関する都道府県知事の許可を得た業者、施設である必要がある。工事発注者としては、建設廃棄物の適正処理を進めるため元請業者を指導・監督する必要がある。
- ④建設廃棄物の処理を委託する場合には、管理票(マニフェスト)を用いて適正処理を行うこ

ととなり、工事発注者としては、工事完了時にマニフェストの提出を求めて適正処理を確認する必要がある。

2) リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

資源の有効な利用の確保を図り廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため必要な措置を講ずることにより健全な発展に寄与することを目的としている。(法第1条)

この法律を補完するために、建設省令等で詳細な事項について取り決めている。

以下に必要な事項を記す。

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる事項を定める省令(平成3年10月25日建設省令第19号)→法第10条に關係

- ①建設発生土の利用(第4条)
- ②コンクリート塊の利用(第5条)
- ③アスファルト・コンクリート塊の利用(第6条)
- ④再生資源が発生した工事現場での利用(第7条)
- ⑤再生資源利用計画の作成等(第8条)

一定規模以上の指定副産物についての計画の作成
工事完成後、計画及びその実施状況を記録し1年間保存

⑥管理体制の整備(第9条)

(2) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に関する判断の基準となる事項を定める省令(平成3年10月25日建設省令第20号)→法律第18条に關係

①再資源化施設の定義(第2条)

再資源化施設:建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。

- ②建設発生土の利用の促進(第4条)
- ③コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土の利用の促進(第6条)
- ④再生資源利用促進計画の作成等(第7条)→建設工事業業者(請負者)の義務

一定規模以上の指定副産物についての計画の作成
工事完成後、計画及びその実施状況を記録し1年間保存

⑤管理体制の整備(第8条)

(3) 再生資源の利用の促進に関する基本方針の定めた件

(平成5年8月16日建設省令他6省庁告示第1号)→法律第3条第1項に關係

①再生資源の種類ごとの利用の目標(建設工事業業者及び発注者の義務)

・建設発生土

建設発生土の性質に応じて適切な用途に利用するよう努めること。

建設発生土の情報提供及び他現場の土砂に関する情報収集に努めること。

・コンクリート塊

再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料として利用するよう努めること。

現場における分別、及び破砕並びに再生資源化施設の活用に努めること。

・アスファルト・コンクリート塊

再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料として利用するよう努めること。

現場における分別、及び破砕並びに再生資源化施設の活用に努めること。

・建設発生木材

現場における分別、及び切断再生資源化施設の活用に努めること。

3) 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理をし、ならびに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(法第1条)

産業廃棄物に関する主要な事項を次に示す。

(1) 廃棄物の処理責任

- ①事業者(排出事業者のことで建設工事の場合は元請業者)はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(第10条)→建設廃棄物の処理責任は廃掃上は元請業者にある。
- ②事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、収集・運搬又は処分に関する都道府県知事の許可を得た者に政令で定める基準に従い委託する必要がある。委託する場合は、事業者は委託者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。→産業廃棄物処理を委託する場合は、すべての廃棄物についてマニフェストの交付が必要(第12条)。

(2)許可

- ①産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として行う者は、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可が必要。ただし、事業者自ら行う場合又は再生利用の目的で行う場合を除く。(第14条)
- ②産業廃棄物処理施設(政令で定める一定規模以上のものに限る)を設置する者は、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可が必要。(第15条)

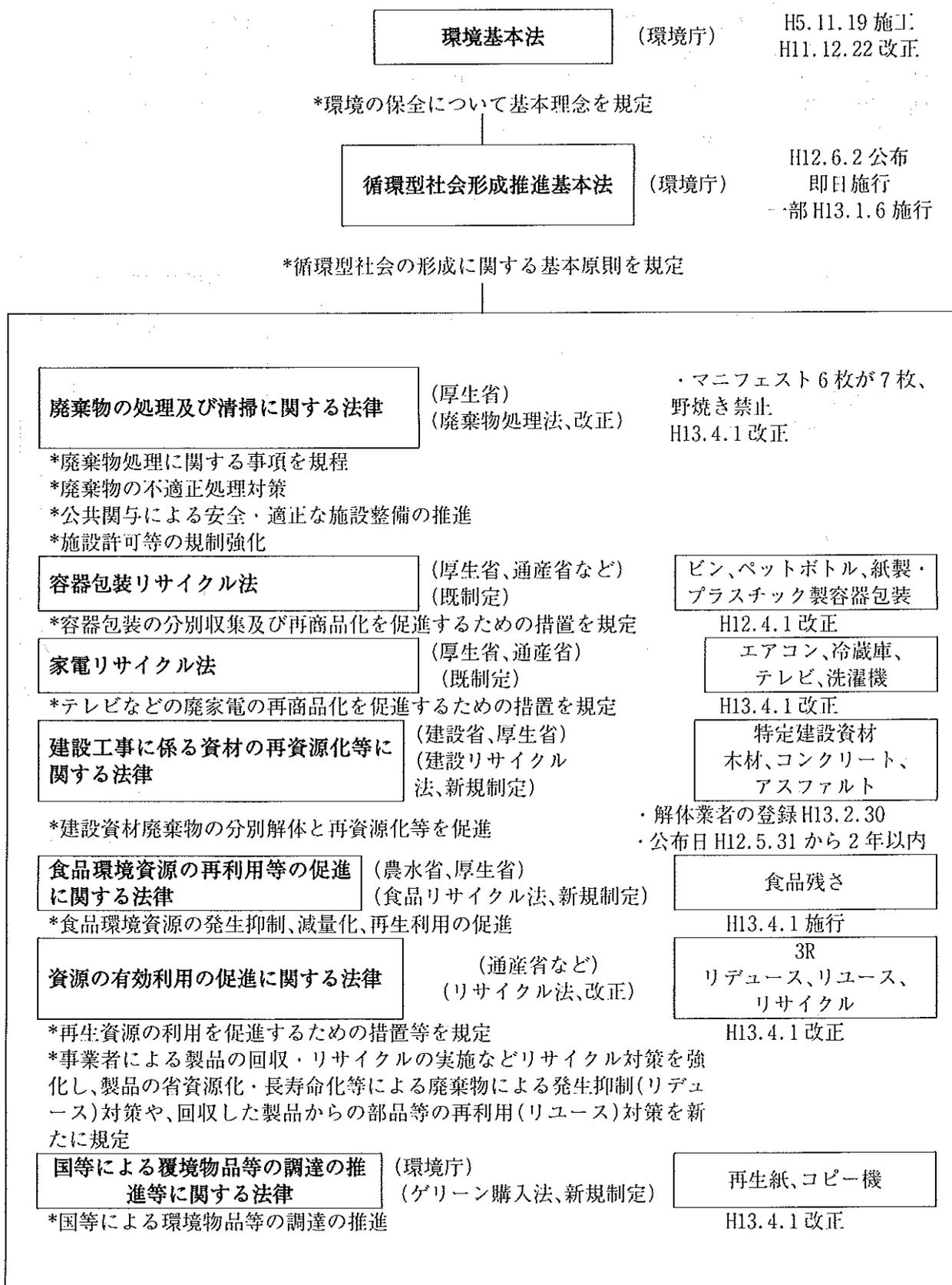
(3)罰則

不法投棄をした法人に対する1億円以下の罰金(第30条)等、罰則規定有り。

関連法規の主要事項

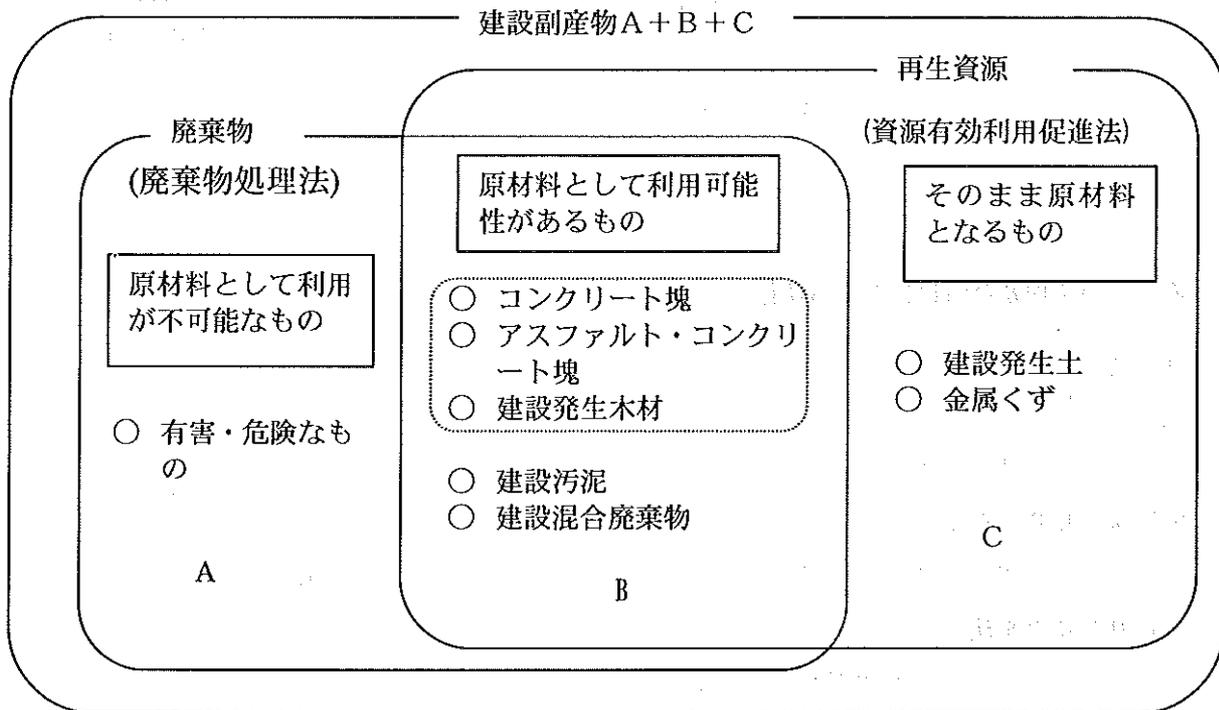
法律等	主要事項
資源の有効利用の促進に関する法律(H3.4.26、リサイクル法) 建設省、通産省、農林水産省、大蔵省、厚生省、運輸省、環境庁所管	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の再生資源を土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊とする。(政令第1条・別表第1) ・建設業の指定副産物を土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材とする。(政令第4条・別表第4) ・再生資源の利用又は建設副産物の利用促進について、建設大臣が勧告・公表命令する建設業者の対象は、年間完成工事50億円以上の業者とする。(政令第5条・別表第1、政令第9条・別表第4) ・再生資源利用計画・実施書の作成と1年間の保存(法10条・省令第8条)対象規模:土砂;1000m³以上、碎石500t以上、As合板200t以上 ・再生資源利用促進計画・実施書の作成と1年間の保存(法18条・省令第7条)対象規模:建設発生土;1000m³以上、As塊、Co塊、木材の合計200t以上
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45.12.25、廃棄物処理法) 厚生省所管	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物等の定義(法2条) ・事業者(排出事業者:建設事業の場合は工事の元請業者)は産業廃棄物を自ら処理する必要がある(法10条) ・事業者が産業廃棄物処理を他人に委託する場合は、運搬又は処分に関する許可を得た業者に政令で定める基準に従い委託する必要がある。委託する場合は、廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)を交付する必要がある(法12条)。 ・産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として行う者は、都道府県知事の許可が必要。但し事業者自ら行う場合又は再生利用の目的で行う場合等を除く。特別管理廃棄物は産業廃棄物とし別個に必要(法14条) ・産業廃棄物処理施設(政令で定める施設)を設置する者は、都道府県知事の許可が必要(法15条) ・罰則(懲役又は罰金)規定あり(法25条)

廃棄物・リサイクル関連法の全体



3 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。再生資源とは、副産物の有効なものであって、原材料として利用できるもの又はその可能性のあるものです。廃棄物とは、原材料として利用不可能なもので一般廃棄物と産業廃棄物、特別産業廃棄物に分類されます。コンクリートの塊などは、廃棄物であるとともに、再生資源としても位置づけられるものです。また、建設発生土などは、廃棄物ではなく再生資源として位置づけられます。



建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

建設リサイクル法によりリサイクル等が義務付けられたもの

4 再生資源活用のための運用基準

「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成 14 年 5 月 30 日国土交通省)では、次のように施行範囲等について通知しています。

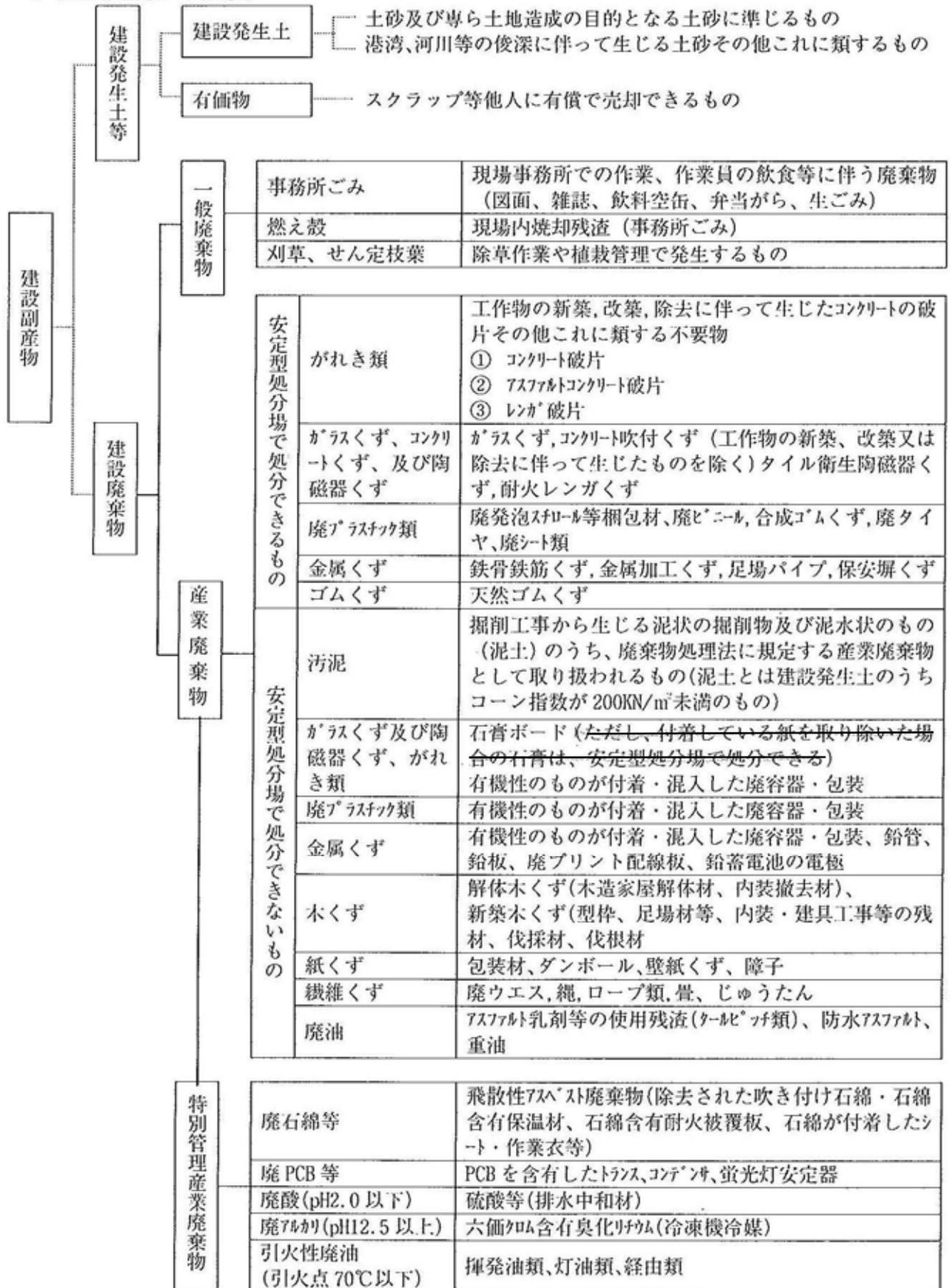
(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

副産物の種類	施行範囲等
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	再資源化施設へ搬出する。
建設発生木材	原則として再資源化施設へ搬出する。ただし、工事現場からの 50 km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①、②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。 ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合 ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
建設発生土	原則として 50 km の範囲内の他の工事へ搬出する。

(2) 再生資材等の利用

副産物の種類	施行範囲等
再生骨材等	工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再生資材を利用する。
再生アスファルト混合物	工事現場から 40 km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生アスファルトプラントがある場合は、原則として再生アスファルト混合物を使用する。
建設発生土	工事現場から 50 km の範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事(民間建設工事を含む)がある場合、原則として建設発生土を使用する。

建設副産物の概要



※平成 13 年度 4 月より、一定の基準を満たす焼却炉以外での焼却 (野焼き) は禁止されている。

5 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書

(1) 再生資源利用（計画・実施）書

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用（計画書）を作成するとともに実施状況の記録（実施書）を一定期間保存することか省令第8条で定められています。

再生資源利用計画	
計画の作成	次のような建設資材を搬入する建設工事*) 1 体積が1,000m ³ 以上である土砂 2 重量が500トン以上である砕石 3 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物
定める内容	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他、再生資源の利用に関する事項
保存期間	当該建設工事の完成後1年間

*)なお、長野県の発注する工事では、数量が上記未満の場合も含めて全工事対象とする。

(2) 再生資源利用促進（計画・実施）書

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用促進計画（計画書）を作成するとともに実施状況の記録（実施書）を一定期間保存することが省令第7条で定められています。

再生資源利用促進計画	
計画の作成	次のような指定副産物を搬出する建設工事*) 1 体積が1,000m ³ 以上である建設発生土 2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材の合計が200トン以上であるもの
定める内容	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3 その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
保存期間	当該建設工事の完成後1年間

*)長野県の発注する工事では、数量が上記未満の場合も含めて全工事対象とする。

(3) 「再生資源利用〔促進〕計画（実施書）」の記載要領

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）で提出された各工事箇所データは、集計して建設副産物実態調査（センサス）データとして使用するものである。

建設工事から発生する建設副産物の再利用状況等を把握して、リサイクルの進捗状況、状況変化に応じた対策の検討のため毎年実施している。

①調査項目（搬出先）

調査指定副産物については、平成12年度実態調査より、上記5-（1）、5-（2）の計画書・実施書に記載してあるリサイクル法にはよらず、「建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト」の10品目の発生量、現場内利用・減量化状況、場外搬出状況、再生資源化施設への搬出方法、最終処分場等への搬出状況、運搬距離の調査をしている。

②調査方法等

調査は、リサイクル法に基づき再生資源利用〔促進〕計画の実施状況の記録（実施書）を利用する。

③調査区分

搬出先調査建設資材の利用、建設副産物の搬出先状況調査

④調査対象期間と調査対象工事

各年度（平成年4月1日から平成年3月31日までの間）に完成した建設工事。

対象工事規模は、リサイクル法によるものではなく、搬入量、搬出量の多少にかかわら

ず全ての工事を対象とする。

⑤調査票の種類

搬出先調査再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)様式1、様式2

⑥調査票等の配布

各建設事務所等及び管内市町村から受注者に説明し CDROM と記入要領等配布(貸与)する。

⑦提出

再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の出力用紙をデータが格納されたフロッピーディスク(FD)1枚を提出する。

(4)「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)入カシステム」記入上の注意

[建設副産物実態調査(センサス)]

①発注機関名の欄には機関名(長野県)及び各機関名を記入する。

例：長野県長野建設事務所(土木部とは記入しない)、長野県長野市

②数値は、それぞれの単位に注意して、小数点以下1位を四捨五入して整数で記入する。なお、数値にカンマ「,」は付けないで記入欄の桁に注意して記入する。特に最終工事発注金額は記入欄の桁に注意して、万円単位で記入する。ただし、四捨五入したときに「0」となる場合(0.5未満の数量)は、切り上げてすべて「1」として記入する。

③提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合があるので、提出した調査票の控えを保存しておくこと。なお、問い合わせに際しては、発注機関記入欄の調査票記入者に問い合わせますので、それぞれの担当者名、連絡先(電話番号、FAX番号)を必ず記入する。

④発注機関コード*1、工種種別コード*3、住所コードは*4添付のコード表より選択して記入する。

⑤建築工事(解体含む)においては、建築面積、延床面積、構造、用途を必ず記入する。また、建築工事においては、解体と新築を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別々の工事として記入する。

⑥解体工事は建設副産物発生・搬出実績のみ記入する。

⑦土砂及び建設発生土の土量単位

建設資材利用における土砂の土利用単位は「締固め m³」、建設副産物発生・搬出における建設発生土の土量単位は「地山 m³」とする。

⑧重量換算について

土砂、建設発生土以外の品目の数量単位は重量(トン)で記入する。体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入する。実態値がない場合には、換算表(表-10)を参考にして記入する。

⑨調査票項目の搬出先の種類選択で、2 再資源化施設と 10 中間処理、4 スト再で 9 スト処分の取り違いに注意する。

⑩受注者からの提出は、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)1部(内容をチェックする)とフロッピーディスク(FD)とする。

入カシステムの操作方法に関する問い合わせば、下記までご連絡ください。

【システムサポート窓口】

(財)日本建設情報総合センター建設副産物情報センター
TEL:03-3505-0410
月～金(土日祝祭日除く)9時30分～17時
FAX:03-3505-8872
E-mail:recycle@jacic.or.jp
FAX, E-mail は 24 時間受付 (回答は上記 TEL 受付時間内)

【サポートの主な内容】

- システムのインストール、アンインストール方法
- システムの操作方法
- システム操作中のエラーの対応方法(トラブル質問票を利用する)
- データのバックアップ方法
- システムの提出方法

(5) 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力データについて

入力データは、県外産資材の使用状況、リサイクル製品の使用状況等の各種統計資料の基礎データとして使用しますので、データ入力に当たっては、前各項の記載事項の以外の項目についても入力漏れ、入力ミス等について必ず確認を行うこと。また、提出データについては、フロッピーディスク以外の電子媒体での提出ができるので、監督員と提出方法等について協議すること。

なお、再生材の使用量を把握する為、再生資材利用量は実際に使用された再生資材の量（再生砕石等の使用量×含有率）を入力することとする。

また、建設部各発注機関においては、提出されたデータについて取りまとめのうえ、毎年度前期分（4月～9月末竣工分）、後期分（10月～3月末竣工分）を翌月10日までに電子メールで技術管理室に提出する。

5. 記入例

記入例

様式1 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

1. 工事概要

灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名		関東地方整備局 東京国道事務所		発注機関コード*1		担当者		〇〇〇〇		請負会社名 (株)〇〇建設		請負会社コード*2		記入年月日		H. 〇年〇月〇日	
TEL		〇〇(〇〇)〇〇〇〇		8 3 5 7 0 0		〇〇〇〇		東京都		大臣 知事 12345		号 8 1 0 0 0 0		〇〇(〇〇)〇〇〇〇		〇〇(〇〇)〇〇〇〇	
会社所在地		東京都港区〇〇-〇-〇		TEL FAX		〇〇(〇〇)〇〇〇〇		〇〇(〇〇)〇〇〇〇		東京都港区〇〇-〇-〇		TEL FAX		〇〇(〇〇)〇〇〇〇		〇〇(〇〇)〇〇〇〇	
工事名		〇〇道路舗装工事		工事種別コード*3		B - 2		請負金額		千百十 千百十 千円未満四捨五入 〇,000円 (税込み)		千百十 千百十 千円未満四捨五入 〇,000円 (税込み)		計画書では必要ありません		建築・解体工事のみ	
工事施工場所		東京 都 道 府 京 港 市 区 〇〇~〇〇地先		住所コード*4		1 3 1 0 3		工期		平成 20 年 11 月 1 日から 平成 20 年 12 月 18 日まで		再資源化等が完了した年月日		平成 20 年 12 月 17 日		建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	
工事概要等		舗装工事600M3、延長200M		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)		M20は千代田区〇〇地先より搬入 2. 舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること											

表面

2. 建設資材利用計画

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元住所所住所*	住所コード*4	再生資材の名称	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			15	〇〇建設(株)	4	1	東京都墨田区〇〇地先	1 3 1 0 7	5	68	100%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			68	〇〇建設(株)	4	2	東京都千代田区〇〇地先	1 3 1 0 1	1	68	73%
	合計			83								
	木材			5								9%
その他の建設資材	アスファルト混合物			30	〇〇リサイクルセンター	3	2	東京都江東区〇〇	1 3 1 0 8	3	15	50%
	土砂			45	現場内利用	1	1	東京都港区〇〇	1 3 1 0 3	3	10	50%
	砕石			50	現場内利用	1	1	東京都港区〇〇	1 3 1 0 3	3	25	90%
	塩化ビニル管・継手			5	千代田区〇〇地先	2	1	千代田区〇〇地先	1 3 1 0 1	1	3	100%
石膏ボード			3	(有)産業廃棄物処理センター	5	2				5		9%
合計												

- コード*5
コンクリートについて
1. 生コン(バージン骨材)
 2. 再生生コン(Co再生骨材H)
 3. 再生生コン(Co再生骨材M)
 4. 再生生コン(Co再生骨材L)
 5. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
 6. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
 7. 無筋コンクリート二次製品
 8. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品
 2. その他
- 木材について
1. 木材(ボード類を除く)
 2. 木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 粗粒度アスコン
 2. 密粒度アスコン
 3. 細粒度アスコン
 4. 開粒度アスコン
 5. 改質アスコン
 6. アスファルトモルタル
 7. 加熱アスファルト安定処理路盤材
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 浚渫土
 6. 土質改良土
 7. 建設汚泥処理土
 8. 再生コンクリート砂
 9. 山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
1. クラッシュヤラン
 2. 粒度調整砕石
 3. 鉱さい
 4. 単粒度砕石
 5. ぐり石、割ぐり石、自然石
 6. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管
 2. その他
- 石膏ボードについて
1. 石膏ボード
 2. シーリング石膏ボード
 3. 強化石膏ボード
 4. 化粧石膏ボード
 5. 石膏ラスボード
 6. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード*6
アスファルト混合物について
1. 表層
 2. 基層
 3. 上層路盤
 4. 歩道
 5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
1. 道路路体
 2. 路床
 3. 河川築堤
 4. 構築物等の裏込材、埋戻し用
 5. 宅地造成用
 6. 水面埋立用
 7. 現場整備(農地整備)
 8. その他(具体的に記入)
- 砕石について
1. 舗装の下層路盤材
 2. 舗装の上層路盤材
 3. 構築物の裏込材、基礎材
 4. その他(具体的に記入)
- 塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)用
 2. 下水道用
 3. ケーブル用
 4. 農業用
 5. 設備用
 6. その他
- 石膏ボードについて
1. 壁
 2. 天井
 3. その他
- その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード*7
再生資材の供給元について
1. 現場内利用
 2. 他の工事現場(内陸)
 3. 他の工事現場(海面)
 4. 再資源化施設
 5. 土砂ストックヤード
 6. その他
- コード*8
施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
 2. 再生材の利用の指示なし

- コード*9
コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材H)
 2. 再生生コン(Co再生骨材M)
 3. 再生生コン(Co再生骨材L)
 4. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
 5. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
 6. 再生無筋コンクリート二次製品
 7. その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品
 2. その他
- 木材について
1. 再生木材(ボード類を除く)
 2. 再生木質ボード
- アスファルト混合物について
1. 再生粗粒度アスコン
 2. 再生密粒度アスコン
 3. 再生細粒度アスコン
 4. 再生開粒度アスコン
 5. 再生改質アスコン
 6. 再生アスファルトモルタル
 7. 加熱アスファルト安定処理路盤材
 8. その他
- 土砂について
1. 第一種建設発生土
 2. 第二種建設発生土
 3. 第三種建設発生土
 4. 第四種建設発生土
 5. 浚渫土
 6. 土質改良土
 7. 建設汚泥処理土
 8. 再生コンクリート砂
- 砕石について
1. 再生クラッシュヤラン
 2. 再生粒度調整砕石
 3. 鉱さい
 4. その他
- 塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管
 2. その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1:再生資材利用量について
再生材の使用量を把握する為、再生資材利用量は実態に使用された再生資材の量(再生砕石等の使用量×含有率)を入力する。(再生砕石、再生アスファルト等)

裏面にもご記入下さい

記入例

様式2 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。
単位に注意

整数あるいは小数点第一位まで入力

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 =⑤/①×100(%)					
		用途 コード*10	②利用量		減量法 コード*11	③減量化量		搬出先名称		区分	施工条件 の内容 コード*12	搬出先住所住所*		住所コード	距離		搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量		⑤再生資源 利用促進量 (注2)	
場外搬出時の 性状			うち現場内 改良分			2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	どちらかに○を 付けて下さい				千	百	十	個	km		小数点第一位まで	小数点第一位まで			
コンクリート塊	19.5	1	15					〇〇リサイクル(株)	公共	民間		東京	11	3	1	0	8	4.5	15	4.5	100
建設発生木材 (柱、梁、トラスなど)	3.2							〇〇(株)チップ化施設	公共	民間		東京	11	3	2	1	3	3.2		3.2	100
アスファルト・ コンクリート塊	300							〇〇道路(株)〇〇工場	公共	民間		東京	11	3	1	2	2	300		300	100
その他がれき類																					
建設発生木材 (土間、床材など)	10							〇〇(株)チップ化施設	公共	民間		東京	11	3	1	2	2				
建設汚泥	200	2	10		3	15		〇〇リサイクルセンター(株)	公共	民間		東京	11	3	1	2	1	150	10	150	87.5
金属くず								搬出先が2箇所ある場合、 搬出先が3箇所以上になる場合は 新しい用紙に記入													
廃塩化ビニル 管・継手																					
廃塩化ビニル シート(断熱材)																					
廃石膏ボード																					
紙くず																					
72ベスト (無散性)																					
その他の分別 された廃棄物																					
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)																					
第一種 建設発生土	300	1						〇〇工事	公共	民間		東京	11	3	1	2	3	170		300	100
第二種 建設発生土	1300	2	1000			30		〇〇ストックヤード	公共	民間		東京	11	3	1	1	1	130		200	86
第三種 建設発生土	50	3						〇〇処分場	公共	民間		東京	11	3	2	0	1	20		30	80
第四種 建設発生土								〇〇処分場	公共	民間		東京	11	3	2	0	1	70			
浚渫土 (埋立用を除く)																					
合計	1650		1000			30											650		530	81	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表11」参照のこと)
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分場
【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・準処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

5. 記入例

記入例

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー

1. 工事概要

灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名	関東地方整備局 東京国道事務所	発注機関コード*1	8 3 5 7 0 0	担当者	〇〇〇〇	TEL	〇〇(〇〇)〇〇〇〇	請負会社名	(株)〇〇建設	東京都	大臣 知事	12345	請負会社コード*2	8 1 0 0 0 0	記入年月日	H. 〇 年 〇 月 〇 日
工事名	〇〇道路舗装工事	工事種別コード	B - 2	請負金額	千百十 千百十 千円未満四捨五入 億 億 億 万 万 万 万 万 万 円 (税込み) 2,500,000	千百十 千百十 千円未満四捨五入 億 億 億 万 万 万 万 万 万 円 (税込み) 3,000,000	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	実施書では入力必須	建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ
工事施工場所	東京 〇〇都府県 〇〇〇〇市 〇〇〇〇町 〇〇〇〇地先	住所コード*4	1 3 1 0 3	工期	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 20 年 12 月 18 日まで	再資源化等が完了した年月日	平成 20 年 12 月 17 日	実施書では入力必須	建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ	建築・解体工事のみ
工事概要等	舗装工事600M3、延長200M	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	M20は千代田区〇〇地先より搬入 2.舗装工事は、再生密粒度アスコンを使用すること	発注者の管轄と工事施工場所との整合	※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。	※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。										

2. 建設資材利用実施

分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所※	住所コード*4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) 小数点第一位まで (注1)	再生資源 利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	5		68	〇〇建設(株)	4	1	東京都墨田区〇〇地先	1 3 1 0 7	5	68	100%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			93	〇〇建設(株)	4	2	東京都千代田区〇〇地先	1 3 1 0 1	1	68	73%
	合計			161							136	84%
	木材	5		5							5	3%
その他の建設資材	アスファルト混合物	3		30	〇〇リサイクルセンター	3	2	東京都江東区〇〇	1 3 1 0 8	3	15	50%
	土砂	3	2	20	現場内利用	1	1	東京都港区〇〇	1 3 1 0 3	3	10	50%
	砕石	3	2	50	現場内利用	1	1	東京都港区〇〇	1 3 1 0 3	3	25	50%
	合計			100							45	45%
石膏ボード	3		3	千代田区〇〇地先	2	1	千代田区〇〇地先	1 3 1 0 1	1	3	100%	
その他の建設資材			5	(有)産業廃棄物処理センター	5	2				5	100%	
合計												

コード*5
コンクリートについて
1. 生コン(バージン骨材)
2. 再生生コン(Co再生骨材H)
3. 再生生コン(Co再生骨材M)
4. 再生生コン(Co再生骨材L)
5. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
6. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7. 無筋コンクリート二次製品
8. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品
2. その他
木材について
1. 木材(ボード類を除く)
2. 木質ボード
アスファルト混合物について
1. 粗粒度アスコン
2. 密粒度アスコン
3. 細粒度アスコン
4. 開粒度アスコン
5. 改質アスコン
6. アスファルトモルタル
7. 加熱アスファルト安定処理路盤材
8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土
6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土
8. 再生コンクリート砂
9. 山砂、山土などの新材
(採取土、購入土)
砕石について
1. クラッシュヤラン
2. 粒度調整砕石
3. 鉱さい
4. 単粒度砕石
5. ぐり石、割ぐり石、自然石
6. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 硬質塩化ビニル管
2. その他
石膏ボードについて
1. 石膏ボード
2. シーリング石膏ボード
3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード
5. 石膏ラスボード
6. その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6
アスファルト混合物について
1. 表層
2. 基層
3. 上層路盤
4. 歩道
5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1. 道路路体
2. 路床
3. 河川築堤
4. 構築物等の裏込材、埋戻し用
5. 宅地造成用
6. 水面埋立用
7. 現場整備(農地整備)
8. その他(具体的に記入)
砕石について
1. 舗装の下層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構築物の裏込材、基礎材
4. その他(具体的に記入)
塩化ビニル管・継手について
1. 水道(配水)用
2. 下水道用
3. ケーブル用
4. 農業用
5. 設備用
6. その他
石膏ボードについて
1. 壁
2. 天井
3. その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7
再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他
コード*8
施工条件について
1. 再生材の利用の指示あり
2. 再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1. 再生生コン(Co再生骨材H)
2. 再生生コン(Co再生骨材M)
3. 再生生コン(Co再生骨材L)
4. 再生生コン(その他のCo再生骨材)
5. 再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
6. 再生無筋コンクリート二次製品
7. その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品
2. その他
木材について
1. 再生木材(ボード類を除く)
2. 再生木質ボード
アスファルト混合物について
1. 再生粗粒度アスコン
2. 再生密粒度アスコン
3. 再生細粒度アスコン
4. 再生開粒度アスコン
5. 再生改質アスコン
6. 再生アスファルトモルタル
7. 再生加熱アスファルト安定処理路盤材
8. その他
土砂について
1. 第一種建設発生土
2. 第二種建設発生土
3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土
5. 浚渫土
6. 土質改良土
7. 建設汚泥処理土
8. 再生コンクリート砂
9. 再生コンクリート砂
砕石について
1. 再生クラッシュヤラン
2. 再生粒度調整砕石
3. 鉱さい
4. その他
塩化ビニル管・継手について
1. 再生硬質塩化ビニル管
2. その他
石膏ボードについて
1. 再生石膏ボード
2. シーリング石膏ボード
3. 強化石膏ボード
4. 化粧石膏ボード
5. 石膏ラスボード
6. その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1.再生資材利用量について
再生材の使用量を把握する為、再生資材利用量は実数に使用された再生資材の量(再生砕石等の使用量×含有率)を入力する。(再生砕石、再生アスファルト等)

裏面にもご記入下さい

記入例

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。
単位に注意

整数あるいは小数点第一位まで入力

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 =⑤/①×100(%)			
		用途 コード*10	②利用量		減量法 コード*11	③減量化量		搬出先名称		区分	施工条件 の内容 コード*12	搬出先住所住所*		住所コード	距離		搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量	
場外搬出時の 性状			うち現場内 改良分				2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	どちらかに○を 付けて下さい			千	百	十	個	km		小数点第一位まで	小数点第一位まで	
コンクリート塊	19.5	1	15				〇〇リサイクル(株)	公共	民間	東京都東区〇〇	11	31	10	8	1.8	4.5	トン	4.5	100
建設発生木材 (柱、梁、トラスなど)	3.2						〇〇(株)チップ化施設	公共	民間	東京都東村山市〇〇	11	31	21	3	2.9	3.2	トン	3.2	100
アスファルト・ コンクリート塊	300						〇〇道路(株)〇〇工場	公共	民間	東京都葛飾区〇〇	11	31	12	2	2.2	300	トン	300	100
その他がれき類																			
建設発生木材 (土間、床材など)	10						〇〇(株)チップ化施設	公共	民間	東京都葛飾区〇〇	11	31	12	2	2.2				
建設汚泥	200	2	10		3	15	〇〇リサイクルセンター(株)	公共	民間	東京都足立区〇〇	11	31	21	1	1.9	150	トン	150	87.5
金属くず							搬出先が2箇所ある場合、 搬出先が3箇所以上になる場合は 新しい用紙に記入												
廃塩化ビニル 管・継手																			
廃塩化ビニル 管(継手を除く)																			
廃石膏ボード																			
紙くず																			
72ベスト (無散性)																			
その他の分別 された廃棄物																			
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)																			
第一種 建設発生土	300	1	地山	地山			〇〇工事	公共	民間	東京都江戸川区〇〇地先	11	31	12	3	1.9	170	地山	300	100
第二種 建設発生土	1300	2	1000	30			〇〇ストックヤード	公共	民間	東京都大田区〇〇地先	11	31	11	1	1.1	130	地山	200	86
第三種 建設発生土	50	3					〇〇工事	公共	民間	東京都江戸川区〇〇地先	11	31	12	3	1.9	200	地山	30	80
第四種 建設発生土							〇〇処分場	公共	民間	東京都八王子市〇〇地先	11	31	21	1	1.1	70	地山		
浚渫土 (埋積物を除く)							〇〇処分場	公共	民間	東京都八王子市〇〇地先	11	31	21	1	1.1	30	地山		
合計	1650		1000	30												650		530	81

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表11」参照のこと)
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分
【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・準処分場)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

6 再生資源の利用の促進について

仕様書 1-1-23 第 3 項において、「請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成 4 年 1 月 24 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。」とされており、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理について規定されている。

資源の有効な利用の促進に関する基本方針では、「建設工事業業者は、工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また、副産物の分別、破碎等を当該工事現場において行うこと及び再資源化施設の立地状況等を勘案しつつ当該施設の活用を図ることにより、再生資源の利用の促進に努めること。なお、再生資源の利用の促進を図るに当たっては、請負契約の内容を踏まえ、計画的かつ効率的に行うこと。」とされており、請負者は建設工事の施工に当たっては、再生資源の利用の促進に努めることとされている。

再生資源の利用促進について、施工計画では再生資源の利用計画書を提出するとされているところであるが、前述のとおり、「建設工事業業者は、工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。」とされているので、再生資源の利用促進の取り組みについて、次の事項を施工計画に定めるようにしてください。（仕様書 1-1-6 施工計画書第 3 項において、「請負者は、施工計画書を提出した際、監督員等が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」とされている。）

- ① 再生資源の利用促進への取り組み方針
- ② 再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等
- ③ 工事に使用する再生資材の選定、施工等

7 建設副産物の適正処理について

仕様書 1-1-23 第 3 項により、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ることとされている。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされているので、産業廃棄物の処理について施工計画に定めること。

なお、県の「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」を締結している請負業者（82 事業者）にあつては、当該工事における「産業廃棄物減量化・適正処理実践計画」について施工計画に定めること。

8 発生土（残土）処理について

施工条件明示事項として、残土処理については「建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件。」を明示しなければならない。

標準の「現場説明事項・施工条件明示事項」では、建設発生土について次のとおり明示することとしている。

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	〇 k m	別添地図参照

※処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、請負者の都合により処分先を変更した場合は、原則として設計変更しない。

発生土（残土）処理については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」により「可能な限り建設発生土の工事間利用調整を徹底する」とされていることから、工事発注に当たっては、工事間利用を図りながら、必要に応じ処理場を指定する等、適切な処分を行うよう条件明示を徹底する。

また、設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるほか、市町村等と連携した工事予定地、ストックヤードの把握等を行う。

なお、発生土の処理については設計明示事項であり、工事発注に当たっては適切な条件明示と必要に応じ変更処理を行う。

仕様書の土工（河川土工・砂防土工、道路土工）の一般事項には、次の事項が規定されているので留意すること。

- 請負者は、建設発生土については、本編 1 - 1 - 23 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。
- 請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員等の指示に従わなければならない。なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員等と協議しなければならない。
- 請負者は、建設発生土処理にあたり本編 1 - 1 - 6 施工計画書第 1 項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 処理方法（場所・形状等）
 - (2) 排水計画
 - (3) 場内維持等
- 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員等に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督員等の承諾を得なければならない。
- 建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

国官技第112号
国官総第309号
国営計第59号
平成18年8月10日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学学校総務部長
航空保安大学学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成16年3月31日付国官技第341号、国官総第66号）は廃止する。

発生土利用基準について

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), 3), 4)}	コーン 指数 q _c ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6), 7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ^{*8)}		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
粘土 ^{*1), *9)}	泥土 a	200 未満	有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
			人工材料	改良土 {I}	-	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
泥土 c	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-			
	有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- * 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- * 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- * 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- * 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準（1）

適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 〔砂礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
粘土	粘土 a	△		○		△		△		○	
	粘土 b	△		△		△		△		△	
	粘土 c	×		×		×		×		△	

〔評価〕

- ◎：そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

〔留意事項〕

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

〔備考〕

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準 (2)

適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準 (3)

適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
	粘土 c	×		×		△	

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

12 監技第309号
平成13年2月6日

土木部各課長
土木部出先機関の長 殿

技術管理室長

法面緑化工等へのリサイクル材の使用について（通知）

法面緑化工法については、下水道汚泥利用促進のため「下水道汚泥を使った法面緑化工法（PMC工法）について」技術管理室長（通知）平成9年3月10日付により促進しているところですが、建設発生木材、建設汚泥等のリサイクルについては依然低迷しています。

今後は、一層のリサイクル材の利用促進を図るため、下記により工法の選定をしてください。

なお、建設事務所長においては、管内市町村に情報提供をしてください。

記

- 1 選定にあたっては、リサイクル材を利用した「リサイクル緑化工法等」を原則とする。
ただし、リサイクル材の調達が困難の場合は、それ以外の工法とすることができる。

参考

現在県内で実績のある工法として次のものがある。
PMC緑化工法、RC緑化工法、ミライクル緑化工法、エコサイクル緑化工法等がある。

NETIS(新技術情報提供システム)ホームページには、他にも工法が登録されているので参考にしてください。

<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/netis/netishome.asp>

技術管理室指導班
内線3331

9 マニフェストについて

廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物の排出から最終処分までの処理が適正に行われるよう、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」が平成13年4月1日から変わりました。

〔改正のポイント〕

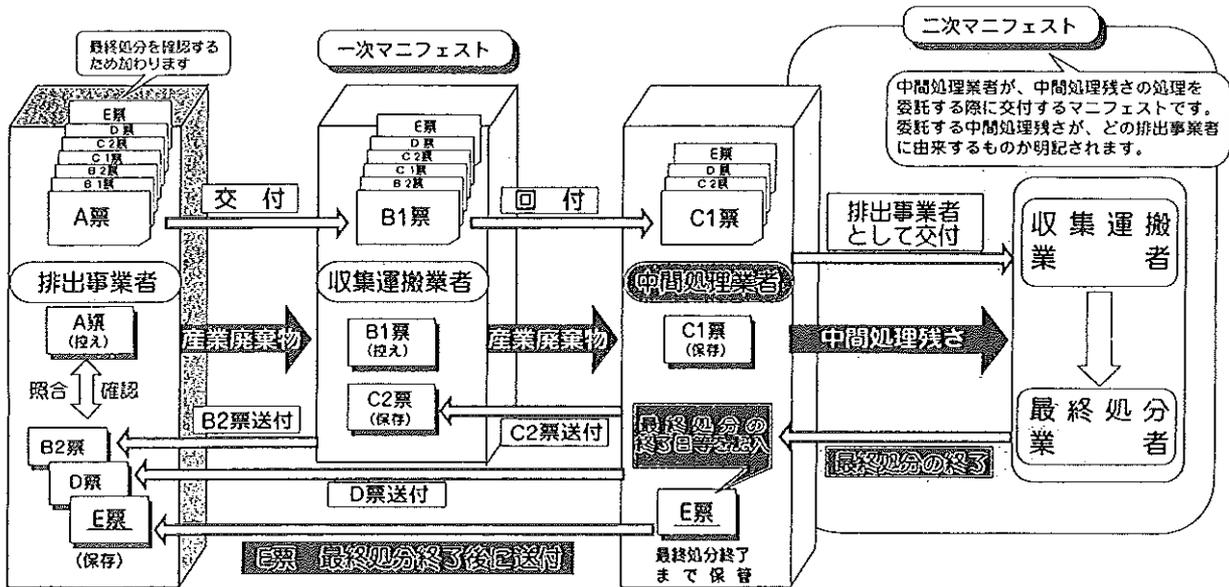
1 排出事業者の確認義務の強化

産業廃棄物の処理を委託する事業者は、最終処分（埋立処分又は再生）まで適正に処理が行われたことを確認することが義務付けられます。

2 罰則の強化

マニフェストに係る義務に違反した場合の罰則が強化されます。（Q&Aの3を参照）

〔マニフェスト制度の仕組み - 7枚綴りマニフェストの流れ-〕



〔排出業者からみたマニフェストの流れ〕

- 1 排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡します。
必要事項を記入したマニフェストを運搬担当者に渡し、お互いに記載事項を確認します。
運搬担当者にサイン又は受領印をもらい、A票を控えとして手元に残し、確実に保管します。
- 2 収集運搬業者が産業廃棄物を中間処理業者まで運搬し引き渡します。
運搬終了後10日以内に、収集運搬業者がB2票（運搬終了の報告票）が送付されます。
A票と照合し、中間処理業者への引き渡しを確認します。
- 3 中間処理業者が産業廃棄物の中間処理を行います。
処理終了後10日以内に中間処理業者からD票（処分終了の報告票）が送付されます。
A票と翔合資、中間処理の終了を確認します。
- 4 中間処理業者が中間処理残さの最終処分を行います。
中間処理業者から最終処分の終了が記入されたE票（最終処分終了の報告票）が送付されます。
A票と照合し、最終処分の終了を確認します。B2票、D票、E票は5年間保存します。

[マニフェストの取扱い]

マニフェストの取扱い等については、情報処理センターで管理し、管理票の記入手続や写しの保存が不要で、産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができる、電子マニフェストの活用について協議するほか、記入方法等については「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について」（平成 23 年 9 月 22 日付け 23 建政技号外）で通知したとおり、工事監督に当たり留意すること。

建設系マニフェストの記入方法等については、建設系マニフェスト販売センター（<http://mani.gr.jp/index.php>）のホームページ等を参照すること。なお、建設系マニフェストは、法令（廃棄物処理法施行規則第 8 条）に準拠し、建設現場で利用しやすい様式で構成されたものですが、必ずしも建設系マニフェストを使用する必要はありません。

〔Q&A マニフェストシステム〕

Q 1 マニフェストはどこで入手できますか。

A (社)全国産業廃棄物連合会が発行している一般のマニフェストは、(社)長野県産業廃棄物協会で購入できます。

建設系廃棄物専用の「建設系廃棄物マニフェスト」は、(社)長野県建設業協会で購入できます。

問い合わせ先:(社)長野県産業廃棄物協会 TEL026-224-9192
(社)長野県建設業協会 TEL026-228-7200

Q 2 マニフェストが返送されないときは、どうすればよいですか。

A マニフェスト交付から 90 日(特別管理産業廃棄物は 60 日)以内に「B2 票」及び「D 票」が返送されない場合や、180 日以内に最終処分が終了した旨の「E 票」が返送されない場合は、委託した処理業者に問い合わせ処理の状況を把握し、生活環境の保全上のため必要な措置を講じ、その状況を 30 日以内に県知事(保健所長)に報告しなければなりません。また、記載不備や虚偽記載があるマニフェストが返送された場合も、同様の措置が必要です。

Q 3 マニフェストを使わないとどうなりますか。

A マニフェストに関する義務違反に対する罰則が、今回の改正法で大幅に強化されました。

○マニフェストを交付しないで廃棄物の処理を委託すると、今回の法改正で大幅に強化されました。

○マニフェストに虚偽の記載をした場合、必要事項が未記入の場合、マニフェストを保存しなかった場合も、50 万円以下の罰金が科せられます。

○上記マニフェストに係る義務違反や、マニフェストが返送されない場合の適切な措置を怠った場合で、不法投棄などの不適正な処理が発生したときは、排出事業者も原状回復のための措置命令の対象となります。

Q 4 電子マニフェストとは何ですか。

A パソコンと電話回線を利用するマニフェストシステムです。

パソコンによりマニフェスト情報が簡単に入力でき、廃棄物の処理状況を迅速かつ的確に把握することが可能であり、マニフェストの保存も不要となるなど、マニフェストの運用管理が合理化できます。

問い合わせ先:(財)日本産業廃棄物処理振興センター(情報処理センター)
TEL03-3487-3381 ホームページ <http://mmjwnet.or.jp>

※マニフェスト制度についての問い合わせ先 : 最寄りの地方事務所生活環境課又は県庁廃棄物対策課へ。(長野市内の方は長野市廃棄物対策課へ)

(地方事務所)	佐 久 0267-63-3166	上 小 0268-25-7151	諏 訪 0266-57-2952
大 井 川	上伊那 0265-76-6838	下伊那 0265-53-0434	木 曾 0264-25-2234
	松 本 0263-40-1941	北安曇 0261-23-6563	長 野 026-234-9590
	北 信 0269-23-0202	(県庁廃棄物対策課) 026-235-7187	

(長野市廃棄物対策課) 026-224-7320

各建設事務所長 様
各砂防事務所長 様

建設部長

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

このことについて、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の運用について」（平成 23 年 7 月 5 日付け 23 建政技号外）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（23 年 4 月 1 日施行）に伴う運用について通知したところですが、長野県産業廃棄物協会より、マニフェストの記入方法について指摘がありましたので、工事監督に当たり下記事項に留意するようお願いいたします。

記

1 マニフェストの記入

マニフェストは工事の受注者が排出事業者として記入するものですが、廃棄物処理法に規定された排出事業者が記載すべき項目は次の各項であり、未記入箇所があると「管理票未記入による交付」とみなされ法令違反となりますので、工事監督に当たり留意願います。

- ① マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ② 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- ③ 事業場の名称及び所在地
- ④ 交付担当者の氏名
- ⑤ 廃棄物の種類及び数量※
- ⑥ 運搬又は処分を受託したものの住所
- ⑦ 運搬先事業場の名称及び所在地並びに積替え保管を行う場合にはその所在地
- ⑧ 廃棄物の荷姿
- ⑨ 最終処分を行う予定場所
- ⑩ 石綿含有廃棄物が含まれる場合はその数量

※廃棄物の数量は目測の概算でよいので、排出時に必ず数量を記入する。（トラックの過積載防止等運搬の適正を確保する目的もある。）処理業者が計量した正確な数量はマニフェストの「追加記載事項」欄を使用する。

2 工事監督について

施工プロセスチェックの 2 施工状況 ○建設副産物及び建設廃棄物の「請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）」により、マニフェストによる処理状況を確認する等適正な工事監督に努めるようお願いいたします。

建設政策課技術管理室 （室長）波間 寛（担当）関 克浩 電話 026-232-0111（内線 3329） 026-235-7312（直通） 8-231-3329（防災無線） FAX 026-235-7482 E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp
--

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）等が平成23年4月1日より施行されることを踏まえ、平成13年3月23日付け環廃産第116号をもって通知した「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」について、必要な内容の見直しを行い、下記のとおり取りまとめたので通知する。事業者又は産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場等に立入検査を行う際には、平成12年9月28日付け衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」及び下記事項に留意の上、その実施状況を把握するなど制度の厳正な運用に当たられたい。

おって、平成13年3月23日付け環廃産第116号本職通知「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 産業廃棄物管理票

1. 総論

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度であること。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行う

ことなど委託基準を遵守しなければならないが、これは処理責任を有する事業者と受託者とは委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務である。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務であること。

2. 管理票の交付

(1) 交付手続

- ① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合にあっては処分受託者）に管理票を交付しなければならないこと。このため通常は、運搬受託者が複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要となるが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ、運搬先が同一である場合には、これらを1回の引渡しとして管理票を交付して差し支えないこと。
- ② 管理票の交付については、例えば農業協同組合、農業用廃プラスチック類の適正な処理の確保を目的とした協議会又は当該協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合、ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、自動車のディーラーが顧客である事業者の排出した使用済自動車の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。なお、この場合においても、処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならないこと。
- ③ 「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条に規定する産業廃棄物の種類ごとに管理票を交付することを原則とするが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。
- ④ 産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに管理票を交付しなければならないこと。
- ⑤ 管理票は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）様式第2号の15によるものでなければならないことから、交付された書面がこれによらないで作成されたものである場合には、管理票の不交付と判断されること。

(2) 記載事項

管理票は、規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければならないが、記載事項については以下によること。

- ① 「種類」は、法第2条第4項及び令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物である場合にはその旨を記載しなければならないが、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えないこと。
- ② 「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと。
- ③ 「交付番号」は、事業者が当該管理票を特定できる任意の番号を記載すること。
- ④ 「交付を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に管理票の交付を担当した従業者の氏名を記載すること。ただし、(4)により元請業者（法第21条の3第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）が同条第3項に基づき下請負人（同条第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）を經由して受託者に管理票を交付した場合には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。
- ⑤ 「運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称」及び「運搬又は処分を受託した者の住所」は、事業者が管理票を交付する際に記載しなければならないこと。
- ⑥ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載すること。
- ⑦ 「最終処分を行う場所の所在地」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分受託者からその委託先を調査するなどして記載しなければならないこと。また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいずれも記載しなければならないこと。なお、最終処分の予定先が複数である場合など管理票に記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。
- ⑧ 中間処理業者が記載すべき「交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号」は、例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却後の燃え殻の埋立処分を委託する場合は、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付された管理票の交付番号を記載するものであること。なお、中間処理を委託した事業者が複数である場合など管理票に記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えないこと。

(3) 管理票の交付を要しない場合

規則第8条の19各号に掲げる場合には管理票の交付は不要であるが、次の事項に

留意すること。

- ① 各号（第7号及び第10号を除く。）に規定する者に運搬のみを委託し、これらの者以外の者に処分を委託する場合には、事業者は、処分受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、事業者は運搬受託者を經由して管理票を交付することとなるが、運搬受託者は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。
- ② 各号（第6号及び第10号を除く。）に規定する者に処分のみを委託し、これらの者以外の者に運搬を委託する場合には、事業者は、運搬受託者に管理票の交付を行わなければならないこと。この場合、運搬受託者は処分受託者に管理票を回付する義務を負わないこと。
- ③ 第9号は、例えば地方公共団体の下水処理場から日本下水道事業団の広域汚泥処理場へ送泥管により下水汚泥を搬入する場合のように、産業廃棄物を排出する事業場と処理施設とが運搬用パイプラインで直結されている場合をいうものであること。

(4) 法第21条の3第3項に基づき下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合

この場合においても、下請負人が自ら運搬する産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に係る管理票は、元請業者が交付すること。なお、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付することは差し支えないが、下請負人は管理票の写しの送付、保存等の義務を負わないこと。

なお、下請負人が産業廃棄物を自ら運搬する場合において、元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけではないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」及び「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。ただし、元請業者が下請負人を經由して受託者に管理票を交付した場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

3. 管理票の写しの送付

(1) 収集運搬を受託した場合

- ① 事業者は管理票の写しを送付するのは、運搬の最終的な目的地まで運搬し、事業者から委託された運搬業務を完了させた運搬受託者であること（再委託を受けた運搬受託者が運搬業務を完了させた場合には、当該再受託者がこれに該当すること）。
- ② 「産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集」とは、積替え又は保管の場所において、実際に拾集した量を記載するものであること。
- ③ 運搬受託者は、運搬を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、運搬を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、運搬終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(2) 最終処分を受託した場合

- ① 処分受託者は、最終処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名、最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを処分を委託した中間処理業者（事業者から最終処分を受託した場合にあっては、事業者）に送付すること。
- ② 「処分を担当した者の氏名」は、事業者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業者の氏名を記載すること。
- ③ 再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物とした年月日をいうものであること。
- ④ 「最終処分を行った場所の所在地」は、最終処分を行った事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えないこと。
- ⑤ 処分受託者は、処分を再委託する場合は、再受託者に産業廃棄物を引き渡す際に、事業者から交付された管理票又は運搬受託者から回付された管理票を引き渡すこと。再受託者は、処分を受託した者の氏名又は名称などの必要な事項を訂正の上、処分終了後に管理票の写しを事業者に送付すること。

(3) 中間処理を受託した場合

- ① 処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日を記載して10日以内にその写しを処分を委託した事業者（中間処理業者から処分を受託した場合にあっては、中間処理業者とする。以下同じ。）に送付すること。
- ② 処分受託者は、最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、事業者から交付された管理票に最終処分を終了した年月日及び最終処分を行った場所の所在地を記載して10日以内にその写しを事業者に送付すること。
- ③ 最終処分が終了した旨を記載した管理票の写しの送付期限は、中間処理後の産業廃棄物について複数の最終処分を委託した場合にあっては、これらすべてについて管理票の写しの送付を受けたときから10日以内であること。なお、中間処理後の産業廃棄物について、焼却処分を受託した場合における中間処理後の産業廃棄物とは、焼却後の燃え殻をいうものであって、焼却に伴って生じたばいじん及び汚泥はこれに含まれないこと。
- ④ その他、(2)に記載した事項を準拠されたいこと。

4. 管理票の写し等の保存

- (1) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者に交付した管理票の写しを、当該管理票を交付した日から5年間保存しなければならないこと。
- (2) 事業者は、運搬受託者又は処分受託者から送付された管理票の写しを送付を受けたときから5年間保存しなければならないこと。

- (3) 事業者が、事業場以外の場所において管理票の写しを保存することは差し支えないが、都道府県による立入検査の際には速やかに検査を受けることができるようにこれを保存すべきであること。

5. 管理票の写しが送付されない場合等における事業者が講ずべき措置

- (1) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと。

- ① 管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき
- ② 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき
- ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知（以下「処理困難通知」という。）を受けたとき

- (2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託すること、処理困難通知を発出した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどがあり、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ること。

- (3) (1)①から④までのいずれかに該当する事業者は、以下の場合に応じ、それぞれ以下に掲げる報告期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければならないこと。

- ・ (1)①に該当する場合 (1)①に規定する期間が経過した日から30日以内
- ・ (1)②に該当する場合 (1)②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から30日以内
- ・ (1)③に該当する場合 虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
- ・ (1)④に該当する場合であつて、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした受託者に委託したものに限る。）について処理が終了した旨の管理票の送付を受けていないとき 当該通知を受けた日から30日以内

第2 電子情報処理組織の使用

1. 総論

電子情報処理組織を使用する制度は、情報処理センターがその管理を行うことにより産業廃棄物管理票制度を確実に実施することができるとともに、事業者にとっても管理票の記入手続やその写しの保存が不要となるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特

徴を有していることから、事業者に対該制度の十分な周知を図りたいこと。さらに、平成23年4月1日より開始される優良産廃処理業者認定制度において、優良基準の一つとして、産業廃棄物処理業者が情報処理センターに電子情報処理組織に係る利用登録をしておき、電子情報処理組織が使用可能であることが挙げられていることから、今後、電子情報処理組織を使用できる産業廃棄物処理業者の増加が想定されることから、事業者に対該制度の積極的な活用を推奨されたいこと。

2. 電子情報処理組織を使用する際の登録手続等

- (1) 電子情報処理組織を使用する際の登録及び報告に係る内容及び手続は、第1の2、3及び5に記載した事項に準拠されたいこと。
- (2) 電子情報処理組織を使用するときは、産業廃棄物を引き渡した後3日以内に情報処理センターに登録しなければならないこと。この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されること。
- (3) 運搬受託者及び処分受託者への登録番号の通知は、文書、口頭等の方法を問わないものであるが、確実に情報を伝達するため、文書によることを基本とすること。産業廃棄物の引渡しの際において引渡しの際に登録及び通知を行う場合であって、登録番号として情報処理センターが管理する番号を使用するときは、登録した後に通知することとして差し支えないこと。

第3 虚偽の管理票の交付の禁止

近年、産業廃棄物処理業者の自己名義による架空の管理票の売買が行われ、不法投棄を誘発しかねない問題となっていることから、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をした管理票を交付することを禁止し、罰則の対象としたものであること。

したがって、法第12条の4の対象となる虚偽の記載をした管理票とは、運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、運搬又は中間処理若しくは最終処分が終了した旨の記載がされた文書であって、これを交付をした産業廃棄物処理業者の名義で作成されたものをいうものであること。

第4 管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることの禁止

近年、受託者である産業廃棄物処理業者が管理票の交付義務に違反している事業者と共謀し、又は強要され、管理票の交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見受けられるが、こうした行為は、産業廃棄物管理票制度の外で産業廃棄物の処理が行われる事態を引き起こし、当該制度に期待される産業廃棄物の適正処理を確保するという効果を損なうばかりでなく、その産業廃棄物に処理責任を負う者が誰であるかを不明確とするものであり、正に不適正処理を助長する行為であることから、平成22年の法改正により、当該引受行為を禁止し、罰則の対象としたものであること。

なお、電子情報処理組織を利用し、情報処理センターを利用して産業廃棄物の処理が終了した旨の報告を求められた産業廃棄物処理業者については、当該引受行為に係る禁

止規定が適用されないこと。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことから、管理票の交付を受けずに当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることは差し支えないものであること。

公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

長野県

当初制定 平成 14 年 6 月 25 日

改正 平成 21 年 3 月 19 日

最終改正 平成 24 年 12 月 6 日

長野県が発注する「公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事」は、下記の要領に基づき実施するものとする。

（1）建設リサイクル法の対象工事

1. 土木工事においては、請負代金額が 500 万円以上で、特定建設資材を用いた土木工作物等に係る解体工事、または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等の場合に、分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けとなる。
2. 特定建設資材とは、次に掲げる建設資材をいう。
 - ①コンクリート
 - ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - ③木材
 - ④アスファルト・コンクリート

（2）分別解体等及び再資源化等の実施要領

1. 設計図書等における条件明示の方法
 - イ、入札時、変更契約時には別紙 1 「施工条件明示事項」に記載し、条件明示するものとする。
 - ロ、「施工条件明示事項」は、建設リサイクル法の適用に係わらず、全工事に適用する。
 - ハ、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 積算上の取扱い
 - イ、再生資材の単価は、県設定単価を計上する。ただし、設定単価のない地区は見積単価により決定するものとする。
 - ロ、再資源化施設の受入れ費用（処理費）は、県設定単価を計上する。
ただし、処理施設設定単価のない施設は、見積単価により決定するものとする。
 - ハ、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要な費用（積込み及び運搬費用）を積算基準書に基づき計上する。
3. 事前説明
発注者は、建設リサイクル法 第 12 条第 1 項の規定による対象建設工事の届出に係る事項について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受けることとする。
説明書様式は、「参考様式 2（法第 12 条第 1 項の規定による説明用）説明書 参照」

4. 建設工事請負契約

契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等について認識を共有するため、建設業方で定める以外の下記の項目について書面に記載しなければならない。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・ 再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

5. 都道府県知事への事前届出（通知書）

イ、発注者は、特定建設資材を用いた解体工事等、または、新築工事等で請負代金額500万円以上の工事においては、工事（本体工事（新築・解体等）及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。）着手前に、事前届出（通知書）を提出しなければならない。

ロ、提出先は、都道府県知事（窓口地方事務所建築課・又は商工観光建築課建築係）とする。

ただし、工事実施個所が、長野市・松本市・上田市の場合は各市長（市役所）に通知書を提出する。

通知書様式は「別紙2 通知書 参照」

ハ、発注者は、提出した通知書の写しを受注者に送付する。ニ、受注者は、下請がある場合は下請業者に対し都道府県知事等への写しを添付し告知する。

告知書様式は、「別紙3 告知書 参照」

6. 施工計画書における取り扱い

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者には、施工計画書提出時に下請がある場合は、告知書の写しを添付させるものとする。

ロ、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、全工事について施工計画書に含めて提出させること。また、その実績について提出させること。

7. 完了時

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者に、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、書面にて必要事項を報告させるとともに報告書を発注者にて保管する。

再資源化等報告様式は、「別紙5 再資源化等報告様式 参照」

8. 再生資材の管理

イ、再生資材を使用する場合は、適正な品質確保について十分注意を払うよう指導する。

適正な品質が確保されないような場合は、新材、購入土の使用を検討し、設計変更により対応することとする。

9. 実施要領の適用

この実施要領は、平成21年4月1日から適用するものとする。

特定建設資材の範囲は、以下のとおりとする。

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1、添付資料

通知書(必要事項を記載したもの)

別表(別紙1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

その他の添付資料(添付する場合)

案内図

工程表

[注]本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

(参考様式 2) (法第 12 条第 1 項の規定による説明用)

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工
事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 説明内容 添付資料のとおり

2 添付資料

(1) 届出書 (様式第一号に必要な事項を記載したもの)

(2) 別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

(3) その他別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

届出書

知事
市区町村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 - -)電話番号 - -

住所 _____
(転居予定先) (郵便番号 - -)電話番号 - -

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

工事の名称 _____

工事の場所 _____

工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 - -)電話番号 - -

住所 _____

許可番号(登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事(- -) _____ 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 平成 年 月 日

(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

受付番号 _____

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		鉄筋コンクリート造 その他()	
工事の種類		新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 _____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 有 無 その他()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	有 () 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法)	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における _____ の順序 その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		_____ トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		コンクリート塊	_____ トン
		アスファルト・コンクリート塊	_____ トン
		建設発生木材	_____ トン
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

再 資 源 化 等 報 告 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1、工事の名称 _____

2、工事の場所 _____

3、再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4、再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」

チェックリスト

(参考資料)

平成21年4月1日

番号	項目	建設リサイクル法にて義務づけられている事項	義務づけではないが実施する事項	備考
	[基本事項]	請負額5,000千円以上工事適用	請負額5,000千円未満工事適用	
1	入札時の条件明示	請負契約書に記載するための条件明示をする。	建設発生土・特定建設資材・産業廃棄物がある場合条件明示をする。	担当者: 工事担当者
2	事前説明 (建設リサイクル法12条-1項)	建設リサイクル法第12条-1項の規定に基づく届け出に係る軸について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受ける。 参考様式2		
3	建設工事請負契約書 (建設リサイクル法13条)	・ 契約書に下記の事項を記載する。 分別解体の方法。 解体工事に要する費用。 再資源化等をする施設の名称及び所在地。 再資源化等に要する費用。		担当者: 工事事務係
4	都道府県知事への通知書 (建設リサイクル法11条・12条-2項)	発注者は、都道府県知事等に通知書を提出する。 受注者は、下請がある場合は、下請業者に通知書を添付し告知する。		担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付
5	施工計画時	受注者は、分別解体の計画書を作成し施工計画書提出時に提出し、発注者に説明する。 下請がある場合は、告知書の写しを添付する。	受注者は、分別解体の計画書を作成し施工計画書提出時に提出し、発注者に説明する。	担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付
6	変更契約書 (建設リサイクル法13条)	請負金額等に変更が生じた場合。 分別解体等の金額に変更が生じた場合。	請負金額等に変更が生じた場合。	担当者: 工事事務係
7	完了時 (建設リサイクル法18条)	受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に再資源化等報告書にて報告すると共に保存する。	受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に施工協議書にて報告し保存する。	担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付